## 令 和 5 年 度

# 警察官A 女性警察官A

# 採用試験受験案内(第1回)

令 和 5 年 5 月 8 日 秋 田 県 警 察 本 部 千 葉 県 人 事 委 員 会 警 視 庁

## ◇受付期間

令和5年5月8日(月)午前8時30分から6月2日(金)午後5時まで

## ◇申込方法

### インターネット(「秋田県電子申請・届出サービス」を通じた電子申請)により申し込んでください。

以下のURLから「インターネットを利用した受験申込(電子申請)について」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、「秋田県電子申請・届出サービス」に進んで申込手続を行ってください。

URL https://www.police.pref.akita.lg.jp/recruit/entry

詳しくは、受験案内 P 6、7を御覧ください。

インターネットによる申込みができない方は、5月29日(月)午後5時までに秋田県警察本部警務課人事・ 採用係に連絡してください。

## ◇第1次試験

(月 日)令和5年7月9日(日)

(試験会場) 秋田会場: 秋田県社会福祉会館(本館)

(秋田市旭北栄町1-5)

東京会場:オフィス東京

(東京都中央区京橋1-6-8 コルマ京橋ビル)

宮城会場: 仙都会舘

(宮城県仙台市青葉区中央2-2-10)

## ・ 令和 5 年度試験の変更点・

#### ◇試験の場所について

▶受験案内P3「3 試験の日時及び場所」

第1次試験の場所に「東京会場:オフィス東京(東京都中央区京橋)」を加えました。

詳細は、受験案内の該当ページを御覧ください。

問合せ先

## 秋田県警察本部警務課人事・採用係

(所在地) 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

(TEL) 018-863-1111 (内線 2624~2628)

(受験申込先) │ (採用フリーダイヤル) 0120-863314

(秋田県警察本部ウェブサイト) https://www.police.pref.akita.lg.jp

秋田県警察ウェブサイト QRコード



秋田県以外の都県の詳細に関する問合せ 先

千葉県人事委員会事務局

T E L 0 4 3 - 2 2 3 - 3 7 1 7

警視庁採用センター

TEL 0120-314372

## 1 試験区分、採用予定時期、採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員は変更になることがあります。
- (2) 受験申込受付期間終了後における第1次試験希望地の変更は認めませんので御留意ください。
- (3) 試験区分「警察官A」は、秋田県警察本部、千葉県人事委員会及び警視庁(東京都)が共同で実施するもので、受験者は第2志望まで選択することができます。ただし、秋田県を第2志望とすること及び申込後の志望都県の変更はできません。また、第1志望の都県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

志望の例〇第1志望:秋田県、第2志望:なし〇第1志望:秋田県、第2志望:警視庁〇第1志望:千葉県、第2志望: 禁視庁×第1志望:千葉県、第2志望:秋田県

(注) 女性警察官Aは秋田県のみの受験となります。

試験区分	採用予定	採用予定人員(人)		職務内容	
武	時 期	秋田県	千葉県	警視庁	机伤门谷
警察官A	令和6年	48	2	3	個人の生命、身体及び財産の保護、 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑 者の逮捕、交通の取締りその他公
女性警察官A	4月1日	8			者の逐補、父連の取締りその他公 共の安全と秩序の維持の任務に従 事します。

## 2 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
	秋田県 警察本部	昭和63年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法(昭和22年法 律第26号)の規定による大 学(短期大学を除く。)を
警察官A	千葉県	平成2年4月2日以降に生まれた男性	子(短期人子を除く。)を 卒業した者又は令和6年3 月31日までに卒業する見込 みの者
	警視庁	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに 生まれた男性	イ 志望する各都県の人事委 員会等がアに該当する者と 同等の学歴を有すると認め
女性警察官A	秋田県 警察本部	昭和63年4月2日以降に生まれた女性	るもの(詳細は各都県に問い合わせること。)

- (注1) 「警察官A」で第2志望を選択する場合は、各都県で受験資格が異なりますので、御注意ください。
- (注2) 警察官採用試験は、「警察官A」(女性警察官Aを含む。)又は「警察官B」(警察官Aの受験資格に定める学歴要件を満たさない者を対象として9月中旬に実施予定)のいずれか1つしか受験できません。大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学卒業見込みの者は「警察官A」を受験してください。

### ◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・志望する都県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
第1次試験	令和5年7月9日(日) 教養試験 9時40分~12時00分 論文試験 13時00分~14時15分 (注1) 試験時間には、説明の時間が含まれます。 (注2) 各会場の入場可能時刻は、午前9時からです。	<ul> <li>秋田会場:秋田県社会福祉会館(本館) (秋田市旭北栄町1-5)</li> <li>東京会場:オフィス東京 (東京都中央区京橋1-6-8 コルマ京橋ビル)</li> <li>宮城会場:仙都会舘 (宮城県仙台市青葉区中央2-2-10)</li> </ul>
第2次試験 (予定) ※詳細は第1次 試験合格通知で お知らせします。	◆第1次試験合格が秋田県の場合 令和5年8月5日(土) 令和5年8月下旬の指定する日時 ◆第1次試験合格が秋田県以外(千葉県及び警 視庁)の場合 令和5年9月4日(月)	秋田市

## 4 試験の種目及び方法・内容

## (1)第1次試験

試験種目	試験区分	問題形式	配点 (秋田県)	方法・内容
教養試験	各試験	択一式 50問 120分	100点	警察官として必要な大学卒業程度の学力を問う一般知識及び能力についての筆記試験 (出題分野:社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈)
論文試験	区分共通	記述式 1題 60分	100点	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験 (論文用紙1枚800字以内) 出題例:令和4年度論文課題 「あなたが目指す警察官像と、その使命を果たすための心構えについ て述べなさい。」

## (2)第2次試験

試験種目	配点	方法・内容	
体力試験 100/		警察官として職務遂行に必要な体力についての実技試験 (握力、立ち幅跳び、反復横跳び、バーピーテスト) (注)急激な運動により怪我をしないように、事前の体調管理をお願いします。	
口述試験(個別面接)	300点 人物についての個別面接による試験		
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査		
	次の基準による警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等についての		
5.71 obt 6 10 to 741 to 781	検査項目 基準		
身体精密検査(秋田県) ※診断書提出	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも矯正視力が1.0以上	
\(\rightarrow\righta	色 覚	職務遂行に支障がないこと	
	その他 職務遂行に支障がなく、健康であること		

- (注1) 試験種目、配点及び方法・内容は秋田県警察本部のものであり、都県により異なります。詳しくは、志望する都県に直接お問い合わせてください。
- (注2) 各都県の身体検査及び身体精密検査の基準は次のページのとおりです。

#### ◆身体検査及び身体精密検査の基準 (秋田県以外の都県)

		千葉県	警視庁
身	長	ı	
体	重	I	I
胸	囲	I	
視	力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は両眼と も矯正視力が1.0以上であること	裸眼視力が両眼とも0.6以上、又は矯正視力が両眼 とも1.0以上であること
色	覚	職務遂行上支障がないこと	警察官としての職務執行に支障がないこと
聴	力	職務遂行上支障がないこと	警察官としての職務執行に支障がないこと
	及び の運動	職務遂行上支障がないこと	_
その	つ他	職務遂行上必要な筋力、敏しょう性、瞬発力等が あること	身体の運動機能が警察官としての職務執行に支障 がないこと

## 5 教養試験問題出題例

秋田県警察ウェブサイトに出題例を掲載しています。

ウェブサイトURL <a href="https://www.police.pref.akita.lg.jp">https://www.police.pref.akita.lg.jp</a>

## 6 資格加点

秋田県では、「警察官A」及び「女性警察官A」で外国語及び情報処理技術者試験等の資格加点を行います。 次のいずれかの資格等を取得している場合は、<u>第2次試験の総合得点に最大12点</u>(外国語6点、情報処理技術者試験 <u>等6点</u>)が加点されます。

第2次試験時に証明書の写しを提出していただき、併せて原本の確認を行います。詳細は、第1次試験の合格通知の際にお知らせします。

なお、複数の資格等を取得している場合でも、申請できるのは外国語、情報処理技術者試験等の各区分それぞれ一つの資格等に限り、有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

### ◆外国語

外国語	対象となる資格等	
英語	実用英語技能検定 2級以上 TOEIC※ 470点以上 TOEFL iBT 48点以上 国連英検 C級以上	
韓 国 語	一般韓国語能力試験 4級以上 「ハングル」能力検定試験 準2級以上	
中 国 語	中国語検定試験 3級以上 中国語コミュニケーション能力検定 400点以上	
ロシア語	ロシア語検定試験 第1レベル以上 ロシア語能力検定試験 3級以上	

※TOEICの「団体特別受験制度 (Institutional Program) (通称: IPテスト)」のスコア は加点対象になりません。

### ◆情報処理技術者試験等

試験区分	対象となる資格等		
情報処理技術者試験	基本情報技術者試験 ITストラテジスト試験 プロジェクトマネージャ試験 データベーススペシャリスト試験 ITサービスマネージャ試験	応用情報技術者試験 システムアーキテクト試験 ネットワークスペシャリスト試験 エンベデッドシステムスペシャリスト試験 システム監査技術者試験	
情報処理安全確保支援士試験	情報処理安全確保支援士試験 (平成28年度以前の情報セキュリティスペシャリスト試験)		

## 7 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報は、警察官採用試験及び警察官として採用された後の人事管理に関わる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

## 8 合格者の決定方法

合格者は合計(総合)得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験、第2次試験ともに、各試験種目(適性検査を除く。)において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格となります。

## (1) 第1次試験の合格者の決定方法

第1次試験は、教養試験及び論文試験の合計得点を総合得点とし、合格者は、総合得点の高い人から成績順に決定します。ただし、秋田県が第1志望で、教養試験の結果が基準に達しない場合は、論文試験が採点の対象外となります。この場合、教養試験の得点を第1次試験の総合得点とみなします。

## (2) 最終合格者の決定方法

体力試験及び口述試験の合計得点を第2次試験の総合得点とします。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い人から成績順に決定します。ただし、第1次試験及び第2次試験の合計得点が、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

## 9 合格者の発表

秋田県	第 1 次試験合格発表	令和5年7月下旬 ※詳細は、第1次試験当日にお知らせします。	秋田県警察ウェブサイトに掲載す るほか、合格者には書面で通知し	
志望	最終合格発表	令和5年9月上旬	ます。	
他都県	第 1 次試験合格発表	千葉県 令和5年8月下旬 警視庁 令和5年8月下旬	志望する都県から合格者に書面で 通知します。	
志望	最終合格発表	千葉県 令和5年11月上旬 警視庁 令和5年11月上旬	志望する都県から第2次試験受験 者全員に書面で通知します。	

## 【10 試験結果の開示

この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に秋田県警察本部へ直接おいでください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
秋田県の第1次試験 不合格者	第1次試験の総合得点、 試験種目別得点及び総合 順位	第1次試験合格発表の日から1 か月間 ただし、「警察官A」で他都県を 第2志望にしている者について は、当該都県の最終合格発表日 から1か月間	秋田県警察本部警務部警務課 秋田市山王四丁目1-5 (1階受付に申出ください。)
秋田県の第2次試験 受験者	第1次試験及び第2次試 験の総合得点、試験種目 別得点及び総合順位	最終合格発表の日から1か月間	

## 11 合格してから採用まで及び昇任について

#### (1) 採用者の決定

最終合格者は、試験区分ごとの秋田県警察官採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載され、その中から当該都県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。

#### (2) 採用予定日

この名簿からの採用は、原則として令和6年4月1日の予定です。ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、採用から6か月間(初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間)は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。 その他条件は正式採用時と変わりません。

#### (3) 受験資格の欠格による採用候補者名簿からの削除

令和6年3月31日までに大学等を卒業できなかった者は、採用候補者名簿から削除されます。

#### (4)採用後の配属

採用決定後は、採用した各都県の巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、6か月間の初任教養を受けた後、各警察署等に配属されます。

#### (5) 昇任

警察官は、試験等により成績次第で上級幹部に昇任することができ、東北管区警察学校や警察大学校に入校して 幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

#### (6) 虚偽の申告があった場合

受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

## 12 勤務条件(秋田県の例)

#### (1)給与

初任給(令和5年4月1日現在)は原則として、公安職給料表1級27号給月額220,922円が支給されます。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例等により、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上、決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、採用と同時に勤務に必要な被服が支給又は貸与されます。

#### (2) 勤務時間

週38時間45分勤務で、通常勤務の場合、勤務時間は土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までですが、勤務内容や勤務場所により、休日勤務や交替制勤務等の変則的な勤務となる場合があります。

#### (3)休暇

年間20日(採用年は15日)の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

#### (4)福利厚生

職員宿舎が、県内各地域に整備されています。

## | 13 | 受験の申込手続|

受験申込の方法は、パソコン又はスマートフォンでインターネットから申し込む方法(電子申請)となります。

#### (1) 申込み

「インターネットを利用した受験申込(電子申請)について」(<a href="https://www.police.pref.akita.lg.jp/recruit/entry">https://www.police.pref.akita.lg.jp/recruit/entry</a>)に記載されている内容を確認し、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスして利用者登録をしてください。利用者登録が完了したら、手続き一覧から試験名を選択し、画面上の受験申込書に入力して、申込内容に間違いがないか確認した上で送信してください。申込みを行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、御注意ください。(注)6月2日(金)までに申込完了通知が届かない場合は、受験申込期間内に速やかにお問い合わせください。

#### (2) 受験申込書の入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択(チェックマーク)してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4:3(サイズは問わない))の画像ファイル(JPEG、PNG又はGIF)を添付してください。
- (注) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に 余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

#### (3) 受験票の交付

6月23日(金)までに、登録されたメールアドレス宛てに受験票発行のお知らせが送信されますので、「電子申請・届出サービス」にアクセスして受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

(注) 第1次試験開始前に受験票の確認を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

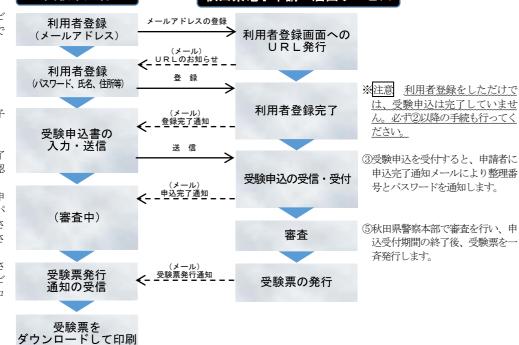
## インターネット(電子申請)による受験申込の流れ

## 受験申込者

### 秋田県電子申請・届出サービス

①まず、秋田県電子申請・届出サービスの利用者登録をします。(いつでも登録可)

- ②受験案内記載の受付期間内に、電子申請・届出サービスにアクセスし、手続き名一覧から試験名を選択し、必要項目を入力します。入力が完了したら、内容に間違いがないか確認して送信します。
- ④申込完了通知メールにより、受験申込が受付されたことと整理番号・パスワードを確認し、受験票が発行されるまで、しばらくお待ちください。
- ⑥受験票の発行がメールにより通知されますので、電子申請・届出サービスにアクセスし、受験票をダウンロード・印刷してください。



### 志望コードの記入・入力の仕方

志望順位は、「警察官A」受験者のみが記入できます。

以下のコードに従って間違いのないようはっきりと記入(入力)してください。 (注)秋田県を第2志望にすることはできません。

志望先	志望コード
秋田県警	0 5
千葉県警	1 2
警視庁	1 3

#### (記入例)

#### ◆第1志望が秋田県警、第2志望が千葉県警の場合

第 1 志 望	秋田県警	志 コード	0 5
第 2 志 望	千葉県警	志 望 コード	1 2

#### ◆秋田県警のみを志望する場合

第 1 志 望	秋田県警	志 望 コード	0 5
第 2 志 望	なし	志 コード	

## | 14 | 第1次試験に関する注意事項

#### (1) 持ち物

試験当日は、受験票、筆記用具(HBの鉛筆とシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム)及び昼食を持参してください。また、受験者が申込者本人であることを確認する場合がありますので、顔写真付きの身分を証明できるものを持参してください。

試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計(計時機能のみ)は各自持参してください。

なお、携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用(時計代わりの使用を含む。) は認められません。

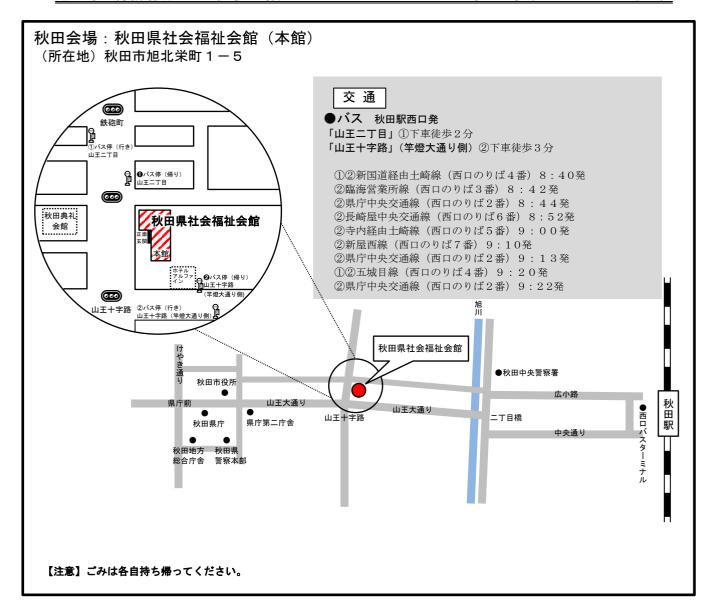
## (2) その他

災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県警察ウェブサイトでお知らせします。 (https://www.police.pref.akita.lg.jp)

## 試験会場案内

## 第1次試験会場

<u>試験会場及びその周辺に自家用車の駐車はできません。</u> 送迎等の待機場所として試験会場付近のコンビニエンスストア等には駐車しないでください。



東京会場及び宮城会場については、P9を御覧ください。

## 試験会場案内

